道内鉄道網の重要性啓発・利用促進企画委託業務 企画提案指示書

1 委託事業名

道内鉄道網の重要性啓発・利用促進企画委託業務

2 業務の目的

本道の鉄道網は、地域住民の暮らしや本道の社会経済活動を支える重要なインフラであり、持続的な鉄道網の確立に向けては、地域住民をはじめ道内外の観光客が、実際に鉄道へ乗車することが重要である。

本事業では、本道の鉄道網の重要性について、幅広い世代に訴求するとともに、併せて鉄道網を活用した鉄道利用を促す企画を実施することで、本道の鉄道網の価値や魅力、重要性を広く周知し、将来にわたる鉄道需要に繋げる。

3 委託業務

事業実施にあたっては、受託者においてJR北海道をはじめ各事業者と調整を行うこと。

(1) 道内鉄道網の重要性啓発

広く認知されているキャラクターを活用し、持続的な鉄道網の確立に向けた鉄道利用の重要性を訴求する啓発を行うこと。

啓発に当たっては、子どもを含む様々な世代に親しみやすい啓発資材を作成するほか、資材 を使用してイベントに出展するなどの工夫により、幅広く訴求すること。

なお、重要性の啓発については、首都圏や関西圏の集客力の高いイベントへの出展など、道 外からの観光客への訴求も行うこと。

- (2) 鉄道網を活用した鉄道利用促進企画の実施・運営
 - (1) の啓発と連動した、キャラクターを活用した本道鉄道網の利用促進企画 を実施すること。

地域の食や観光を活かした周遊企画の開催、周遊促進動画の作成、キャラクターとの共同企画、PRイベントの開催、企画列車の運行など、実施形式は問わないため、提案者の豊富な知識やノウハウ、創造性などを最大限に活かした独自性の高い内容とすること。

なお、実施時期については、鉄道利用の繁忙期・閑散期を考慮すること。

(3) 利用促進企画の広報

ア 本事業の広報、交通事業者への取材、情報収集・発信など、本事業に係る一連の広報 を実施すること。なお、広報にあたっては、SNSにおける拡散効果を狙うなど、より多 くの地域住民をはじめ道内外の観光客へ訴求できるよう工夫すること。

イ 広報にあたり特設WEBページを作成する場合は、当協議会WEBサイト内に作成すること。なお、作成に当たっては、当協議会WEBサイトの管理事業者との調整は受託者が行うこととし、必要な一切の経費は委託費用内で対応すること。

ウ 上記において具体的な定めのない事項について、提案者の豊富な知識やノウハウ、高度な創造性などを最大限に活かし、積極的に提案すること。

- (4) 事業効果の分析
 - ・KPIの設定を行うこと。
 - ・アンケート等により事業効果を分析すること。

アンケートの際の自由記載等により、定性的な側面からの分析を行うとともに、実施効果が実感できるよう、定量的な分析も行うこと。

(5)報告書の提出

上記(1)~(4)について実施結果を取りまとめた報告書を作成すること。

報告書には、KPIの達成状況及び事業効果の分析による次年度以降の利用促進策への提言について記載をすること。

4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月7日(金)

- 5 公募型プロポーザルに参加する者に必要な条件 次のいずれにも該当すること。
- (1) 複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)、単独法人(参加表明書提出時点で法務局等に登記申請中の法人を含む)又は法人以外の団体であること。
- (2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。
 - ア 道内に本店若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合も含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている 者でないこと。
 - エ 北海道の競争入札参加資格者指名事務処理要領 (平成4年9月11日付け局総第461号)第 2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既に その停止の期間を経過していること。
 - オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。
 - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
 - (イ) 本社が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)
 - (ウ)消費税及び地方消費税

- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除 く。)。
 - (ア) 健康保険法 (大正11年法律第70号) 第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員 として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

- 6 公募型プロポーザルに関する事務を担当する組織
- (1)名称 北海道鉄道活性化協議会事務局(担当:山根) (北海道総合政策部交通政策局交通企画課内)
- (2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目(本庁舎3階)
- (3) 電話番号 011-204-5351 (直通) FAX 011-232-4643
- 7 参加表明書の提出期限、場所及び方法
- (1) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出すること。
 - ア 提出期限

令和6年4月26日(金)16:00(必着)

イ 提出方法

持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)

- ウ 提出場所
 - 6に同じ
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。
- 8 企画提案書の提出期限、場所及び方法
- (1)提出期限

令和6年5月10日(金)16:00(必着)

(2)提出方法

持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)

(3)提出場所

6に同じ

9 無効となる提案

公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

10 予算上限額

14,000千円(消費税及び地方消費税を含む)

11 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本円
- (2) 契約書作成の要否 必要
- (3) その他の留意事項
 - ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
 - ウ 審査結果及び特定者名は公表する。
 - エ その他詳細は、企画提案説明書等による。